

4月1日からの田無地域体育施設の使用等方法等について

| | | |
|------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 団体登録 | 登録場所 | 総合体育館・スポーツセンター |
| | 登録カード発行 | 総合体育館で受け付けた場合は、後日の交付。スポーツセンターで受け付けた場合は、即日発行 |
| | 登録方法 | 団体の代表者および構成員の氏名・住所・電話番号・4ケタの数字の暗証番号が必要となります。 |
| 予約 | 予約場所 | 総合体育館、保谷庁舎内社会教育課(保谷庁舎の予約は午後5時まで) |
| | 申込期間 | 使用する日の属する月の2か月前の1日から7日まで |
| | 受付時間 | 午前9時～午後9時(総合体育館の休館日、市役所の閉庁日は除く) |
| | 申込方法 | 施設予約表に1団体・5区分までを限度として申込ができます。 |
| 抽選 | 抽選場所 | 総合体育館 |
| | 抽選日 | 毎月15日(ただし、土曜日・日曜日・祝日・総合体育館の休館日と重なった場合は、直後の平日) |
| | 抽選時間 | 午前9時から |
| | 抽選方法 | 公開抽選 |
| 発表 | 発表場所 | 総合体育館、保谷庁舎内社会教育課(保谷庁舎での公表時間は、午後5時まで) |
| | 発表日 | 抽選日の翌日(ただし、土曜日・日曜日・祝日・総合体育館の休館日と重なった場合は、直後の平日) |
| | 発表期間 | 発表日から月末までの午前9時～午後8時 |
| | 発表方法 | 閲覧方式による公表 |
| 申請 | 申請場所 | 総合体育館・保谷庁舎内社会教育課 |
| | 申請期間 | 発表日から月末までの午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日・総合体育館の休館日と重なった場合は、直後の平日) |
| | キャンセル | 申請期間中に申請のなかった場合は、キャンセルとみなします。 |
| | 使用料の納付 | 申請書に登録カードを添えて、使用料を窓口で納付(芝久保第2運動場は使用当日に券売機で納付) |
| 空き申請 | 申請場所 | 総合体育館 |
| | 申請期間 | 発表日の翌月1日から(予約できなかった団体を優先。複数の場合は抽選)使用する日の前日まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日・総合体育館の休館日と重なった場合は、直後の平日) |
| | 申請時間 | 午前9時～午後5時 |

体育施設を希望する使用団体は、事前に団体登録が必要となります。
 総合体育館の休館日は、年末年始および毎月第1・第3火曜日となりました。その他の週の火曜日は、団体貸切のみとなります。
 体育館(田無庁舎の隣)の使用区分は4区分となりましたのでご注意ください。
 午前9時～正午 正午～午後3時
 午後6時～午後9時
 スポーツ振興課(☎67・3411)
 4月1日からの担当は、社会教育課(保谷庁舎 ☎64・1311)になります。

4月からの公民館使用申請について

4月から、市内各公民館の使用申請方法が次のようになりますのでお知らせします。
 使用申請の方法 市民の方々の利便性を考慮して、1か月を単位とした一括受け付けを行います。
 使用申請の受付期間 使用する日の属する月の2か月前の1日～7日の午前9時～午後10時に申請を受け付けます(6月に使用する場合は4月に、7月に使用する場合は5月です)。
 田無地域の公民館のみ平成13年5月分の申請について、6月分と合わせて4月に受け付けます。
 使用申請できる回数 一括申請時に使用申請できる回数は、一使用団体で1か月のうち4回まで
 使用する時間帯 朝：午前9時～午後1時、昼：午後1時～6時、夜間：午後6時～10時
 使用日時が重複したときの調整 使用日時が重複した団体には、基本的に毎月8日～9日に、公民館から電話で連絡しますので、毎月10日に来館していただき、使用団体の使用日時を調整します(調整日が土・日曜日、祝日の場合は翌日)。
 調整日の開始時間は、午前10時からです。変更がある場合は各公民館でお知らせします。調整日以降13日から、空室の使用申請を随時受け付けます。使用回数も、1か月4回にかかわらず追加できます。
 休館日 毎月第4週火曜日と年末年始(12月29日～1月3日)
 使用許可書の発行 申請した公民館で使用する前日までにお受け取りください(団体連絡箱を使用している団体については、連絡箱に投函しておきます)。
 詳しくは、各公民館までお問い合わせください(5面参照)。
 田無公民館(☎61・1170)
 保谷公民館(☎64・8211)

4月2日から戸籍事務をコンピュータで処理

西東京市では、合併事業の一環として準備を進めてきた戸籍事務のコンピュータ化について、4月2日から運用を開始することになりました。多摩地域では、羽村市や府中市などに次いで5番目の導入となります。
 これまでの戸籍
 戸籍事務はその制度発足以来、和紙で作られた戸籍原本を基礎に行われてきました。戸籍謄・抄本の交付申請があるこの原本を「F」して交付してまいりました。
 戸籍事務のコンピュータ化後
 戸籍謄・抄本の名称が変わります
 コンピュータ化されると、より早く、正確に戸籍をつくり、証明書を発行することができるようになります。戸籍謄・抄本も横書きとなり、簡易に項目化されて見やすく、わかりやすいものになります。
 コンピュータ化後、戸籍謄・抄本は、全員の証明書を「全部事項証明」、個人の証明書を「個人事項証明」と名称を変えますが、手数料は変更ありません(1通450円)。

今までの戸籍は平成改製原戸籍に和紙の戸籍に記載されていた内容のすべてがコンピュータ化後の戸籍に記録されるわけではありません。今までは、婚姻や死亡などのために除籍となった方については、戸籍にその旨の記載がなされ、その方の名前の上に「印」がかけられていました。コンピュータ化後の新しい戸籍には、このように除籍となった方は記載されません。また、離婚や離縁などの事項が記載されない場合があります。
 このような記載のある証明書が必要な場合は、平成改製原戸籍をご請求ください。(手数料1通750円)
 プライバシーの保護
 戸籍のコンピュータは、他のコンピュータと接続することはできません。また、パスワードにより管理されているため、コンピュータ化後も今までと同様にプライバシーは保護されます。
 市民第1課登録係(田無庁舎 ☎64・1311 内線263、264)、市民第2課管理係(保谷庁舎 ☎21・2525 内線123、124)

水道に関する連絡先

水道部は、3月19日から組織を統合し、保谷庁舎に配置となります。水道の開始・中止、漏水等の連絡先は次のとおりになりますので、ご協力をお願いいたします。
 3月19日～3月31日の連絡先：☎21・2525
 水道部の事務所は、保谷庁舎3階に配置となります(芝久保浄水所については、平成14年3月までは、料金の収納窓口および浄水係が残ります)。
 休日・夜間については、当直職員が対応します。
 4月1日以降の連絡先：☎64・1311
 4月1日から保谷庁舎の代表電話番号が「☎64・1311」に変更になります。
 休日・夜間については、当直職員が対応し、緊急の漏水等については多摩水道管理室(水道事故受付窓口)へ電話転送します。
 水道部工務課(芝久保浄水所 ☎64・1311)
 水道工務課(保谷庁舎 ☎21・2525)

の老人保健医療受給証の交換について

西東京市が発足したことに伴い、現在お使いの「旧老人保健医療受給証」と「新老人保健医療受給証」の交換を行います。
 新しい医療受給証の送付時期 3月下旬
 新しい医療受給証の使用開始 4月1日から(医療証の使用期限はありません)。
 旧医療受給証の返還について 同封の返信用封筒に切手を貼って返送していただくか、田無庁舎1階高齢福祉課または、保谷保健福祉総合センター1階高齢福祉課、福祉会館、田無総合福祉センター、各出張所窓口へ。
 保谷市で老人医療受給者証を交付された方へ
 4月の1回目の診療時に「田無・保谷の合併により今月から国民健康保険証、老人保健医療受給者証の負担者番号・受給者番号が変更になりますので、確認してください」と窓口で申し出てくださいます。
 (田無市で交付された方の変更はありません)。
 なお、2月19日以降に新しく老人保健医療受給者証を取られた方には、お送りしません。
 お問い合わせは、3月31日まで田無地域の方：保険年金課老人保健係(田無庁舎 ☎64・1311 内線278)
 保谷地域の方：保健福祉センター1階高齢福祉係(保谷保健福祉総合センター ☎21・2525 内線631)
 4月1日から高齢福祉課医療助成係(保谷保健福祉総合センター ☎64・1311)

市議会定例会

第1回西東京市議会定例会は、3月6日(火)から開催されています。本会議および委員会は傍聴することができます。
 会期の日程等については、お問い合わせください。
 議会事務局(田無庁舎 ☎64・1311 内線328)